

# 国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック制度に関する規則

令和3年12月27日  
規則第133号

## 目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 テニュアトラック教員審査委員会の設置(第5条)
- 第3章 テニュアトラック教員の選考(第6条―第11条)
- 第4章 中間評価(第12条)
- 第5章 テニュア審査(第13条―第14条)
- 第6章 雑則(第15条)
- 附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、優れた教育研究を行う能力及び資質を有する教員の確保を図るため、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において実施するテニュアトラック制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 テニュアトラック制度は、本学に採用する若手の教員に対し、テニュア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって本学における教育研究の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア  
定年制適用教員としての身分をいう。
- (2) テニュアトラック制度  
テニュアトラック期間満了時までにはテニュアの獲得に係る審査を行い、可とされた教員についてテニュアを付与する制度（テニュアの付与が不可となった場合は、テニュアトラック期間満了及びテニュアが獲得できなかった場合の申出による更新期間をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。
- (3) テニュアトラック教員  
テニュアトラック制度の職に採用された教員をいう。
- (4) テニュア中間評価  
テニュアトラック教員の採用後テニュア審査を実施するまでの期間に、それまでの教育研究活動及び教育研究の成果について評価を行い、今後の展開について指導及び助言を与えることをいう。
- (5) テニュア審査  
テニュアトラック教員の採用後、テニュアトラック期間終了までに本学における教育研究活動の実績を厳正に評価し、本学のテニュアを獲得するために行う審査をいう。
- (6) テニュアトラック期間

テニュアトラック教員としての任期が満了するまでの期間（テニュアが獲得できなかった場合の申出による更新期間を含まない。）をいう。

（テニュアトラック教員の区分）

第4条 テニュアトラック教員として雇用する教員は、本学の教員のポストを活用して採用する准教授、講師又は助教とする。

2 前項の准教授、講師及び助教は、それぞれテニュアトラック准教授、テニュアトラック講師及びテニュアトラック助教と称する。

## 第2章 テニュアトラック教員審査委員会の設置

（テニュアトラック教員審査委員会）

第5条 テニュアトラック教員に関する次の事項を審議するため、本学にテニュアトラック教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- (1) テニュアトラック教員の戦略的な配置に関すること
- (2) テニュアトラック教員選考の審査
- (3) テニュア中間評価
- (4) テニュア審査
- (5) テニュアトラック期間

2 審査委員会は、次の委員により組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 大学院医歯学総合研究科長
- (3) 大学院医歯学総合研究科副研究科長
- (4) 難治疾患研究所長
- (5) 生体材料工学研究所長
- (6) M&D データ科学センター長
- (7) その他第1号の者が必要と認める者

3 審査委員会に委員長を置き、委員長は、前項第1号の者をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。

6 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

9 審査委員会に関する事務は、統合研究機構事務部で処理する。

## 第3章 テニュアトラック教員の選考

（テニュアトラック教員の募集）

第6条 テニュアトラック教員の募集は、原則、国際公募（ホームページ等において英文で公募を行うことをいう。）により行うものとする。

2 国際公募の期間は1～2か月間とし、選考審査は3週間程度で行うものとする。

## 第7条 削除

（テニュアトラック教員選考）

第8条 テニュアトラック教員の選考は、テニュアトラック制度に関する審査要領（令和3年1

2月27日制定。以下「審査要領」という。)に基づき審査委員会が実施し、その審査結果について人事委員会の議を経た後、学長が行う。

- 2 前条の選考結果について、審査委員会は応募者本人に通知するとともに、応募者が所属することとなる部局の教授会(以下、「教授会」という。)に報告することとする。

(同意)

第9条 テニユアトラック教員として雇用される者は、同意書(別紙様式)を提出しなければならない。

(テニユアトラック期間)

第10条 テニユアトラック期間は、4年とする。

- 2 テニユアトラック期間中に、テニユアトラック教員からテニユアトラック期間の短縮の申し出があった場合は、審査委員会にて審議のうえ、テニユアトラック期間の短縮を認めることができる。

(メンター教員)

第11条 テニユアトラック教員に対する教育研究及びテニユア取得に関する指導・助言を行うため、各テニユアトラック教員にメンター教員を配置することができる。

#### 第4章 中間評価

(テニユア中間評価の審査)

- 第12条 審査委員会は、審査要領に基づき、当該テニユアトラック教員の中間期間における教育研究活動及び教育研究の成果を対象として、テニユア中間評価の審査を実施するものとする。
- 2 テニユア中間評価の審査は、テニユアトラック期間の2年度目の下半期において実施するものとする。
- 3 審査委員会は、原則として中間評価の審査結果をテニユアトラック教員に通知し、今後の展開について指導及び助言を与えることとする。

#### 第5章 テニユア審査

(テニユア審査)

- 第13条 テニユア獲得に関する審査は、当該テニユアトラック教員の教育研究活動の実績を対象として審査要領に基づき審査委員会にて実施され、その審査結果について人事委員会の議を経た後、学長が行う。
- 2 審査委員会は、テニユアトラック期間の最終年度の上半期までに、テニユア獲得の適合性を審査するための資料提出をテニユアトラック教員に対して指示する。
- 3 第1項の選考結果について、審査委員会はテニユアトラック教員本人に通知するとともに、教授会に報告しなければならない。

(テニユア獲得できなかった場合の取扱い)

第14条 前条第3項にてテニユア獲得ができない通知を受けたテニユアトラック教員から、転出準備等のため第10条で定めたテニユアトラック期間を超えて契約を更新したい旨の申し出があった場合は、審査委員会にて審議のうえ、1年を限度としてこれを更新することができるものとする。但し、テニユアトラック期間中に、国立大学法人東京医科歯職員就業規則(平成16年4月1日 規程第2号) 第43条の懲戒に抵触したことがある場合には申し出ることができない。

## 第6章 雑則

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、テニュアトラック制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
  - (1) 国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック制に関する規則(平成24年1月12日規則第1号)
  - (2) 国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック教員の選考等に関する要項(平成24年1月12日制定)
  - (3) 国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック普及・定着事業実施要項(平成24年1月12日制定)
- 3 この規則の施行日の前日において、テニュアトラック教員として雇用されている者は、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月26日規則第90号)

この規則は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

